米子市議会　２００９年９月定例会　一般質問
日本共産党米子市議団　石橋よしえ

日本共産党米子市議団、石橋よしえです。米子市議会 9 月定例会において、大要 4 点について質問いたします。答弁をいただいた後、追及質問もさせていただきます。まず、

1）介護保険の新しい要介護認定についてお尋ねします。

①今年 4 月からスタートした要介護認定により、介護度の引き下げ、介護の取り上げが進んでいます。米子市の 4 月以降の認定結果をみても、軽度へ変更になった件数が増えております。米子市では軽度に変わる結果がでても、本人の希望により、改訂前の介護度のままの給付を受けられるよう周知徹底されています。この点早くから混乱の起こらないよう対応をされており、とてもよい対応だったと思います。しかし、初めて認定を受けられる方には、この対応は出来ず、物に捕まってやっと 2 歩 3 歩と足がでる状態の方、手を離せばへたり込むような方が、歩ける、自立と判定されたというケースもあります。また、介護度がすすんだのでと見直しを求めた人が、かえって介護度が軽くなるケースもあります。給付削減が目的という厚労省内部の資料も出て、この認定は非難の声が大きく上がって見直され、この 10 月から出直しスタートとなったということですが、給付切り下げの方向を持つこの認定は、中途半端な見直しでなく、中止・撤回されるよう求めるます。

もともと要介護認定そのものが、給付を制限する仕組みであり、要介護者の生活実態や、要望に合わないことが当初からありました。そして見直しの度に介護度を切り下げる方向に向かい、軽度と認定された方への「介護の取り上げ」が進みました。介護を求め認定を受けても、要支援という認定がでれば、介護度の進のを予防するメニューしか得られず、介護の給付は受けられません。ますます実態や本人の希望に合わないものとなって来ています。

介護取り上げの例を、ひとつあげます。

要介護 1、独り暮らし女性（市営住宅)、生活保護、リュウマチがあり足が自由、起き上がりも歩行も不自由です。

06 年の介護保険の改訂で、要介護度の低い方からのベッド・車椅子など介護用具の取り上げが行われ、要介護２から 1 になったこの方は、ベッドの手すりに捕まれば起き上がれるからということで、月 800 円で借りていたベッドを返還させられました。床からの起き上がりは時間も掛かり、身体も痛くて、おきあがることを出来るだけ避けるようになりました。不自由な暮らしを見かねた友人がベッドを譲ってくれる人を捜してくれ、無料で入手出来ました。

ついでながら、生活保護の老齢加算がなくなって、衣服は人から貰ったものを着、冠婚

葬祭には出ないようにして暮らしています。
　年金から介護保険料を天引きされ、そして利用料も払いながら、必要とする、一番して欲しいことは頼めない介護保険とは、一体なんでしょうか。頑張って生きてきた高齢者に、こんな不自由な思い、
情けない思いをさせていいものか。市長、どう思われますか。これでもこの米子で生きて行きたいと思っておられる。この方たちに、米子の介護は安心だと喜んでほしいと思われませんか。
　この介護の引き下げ、取り上げの大元は､社会保障費の削減です。

　今回の総選挙の自民公明政権の敗退は、財界の意向を優先し、社会保障を後退させた構造改革路線はもうごめんだという国民の審判です。民主党は選挙公約で、毎年 2,200 億円の社会保障費の削減はやめると言っています。新しい政権に対し、①公約通り削減政策を止め、社会保障充実へ転換すること。②介護の取り上げを進めた 4 月からの介護認定は中途半端な見直しをせず、中止・撤回をすることを求めてください。③（認定の問題ではないが､）介護報酬の引き上げも公約しています。保険料引き上げに繋がらないよう、国が財源を投じる方法で実現を求めることを要望します。今年 4 月からの介護報酬 3%引き上げの影響は、あまり効果的でないといわれています。報酬分として別枠にはなっていないためです。確実に介護労働者の賃金が上がる方策を求めてください。

2）国民健康保険の資格証明書について

　資格証の発行により、憲法 25 条に保障されている国民の「健康で文化的な最低限度の生活」が侵されています。医療を受けられず、遂には死に至る「手遅れ死」が全国でもこの米子でも次々起こっています。いついかなる場合も国はこの権利を守る義務があります。自治体は、直接市民の声を聞く立場、市民の事情を把握出来る立場です。払いたくても払えない高すぎる保険料に苦しむ市民に対し、制裁的な資格証の発行を直ちに止めることを求め､以下質問します。

①資格証明書の発行までに、滞納世帯に対して、どのような働きかけをされたのか。面談して状況把握していますか。

②正規保険証は書き留めで送られますが､資格証は普通郵便で送付です。送りっぱなしで、届いたかどうかも確認出来ないのではないか。

③資格証発行は当該世帯との納付相談の機会を増やすためといいますが、発行により機会がふやせるのか。どのように相談しているのか。

④資格証発行後の状況を伺います。資格証発行後の変更はどのようになっていますか。長期に渡り資格証のままになっている世帯が多いのではありませんか。

⑤病気に罹った人が、「医者に掛かりたいのに医療費の一時払いが困難だ」と申し出られた時には、滞納分の分納などの条件を付けず、ただちに発行することを求めます。

⑥新型インフルエンザの大流行が心配です。発熱外来の受診は、資格証であっても通常の保険証と同じ扱いにされると聞いていますが、このことを、医療機関や資格証の発行されている当該世帯に周知徹底してください。

⑦受診抑制は、短期保険証の世帯にも広がっています。保険料の遅れ遅れの払い込みにやっとの世帯では、高い窓口負担にも耐えられません。「国保一部負担金の減免制度」は、米子市ではもう行っていると伺いました。この制度の積極的な活用を求めます。不払い金の未然防止のためにこの制度の活用を、という「通知」が 09 年 7 月 1 日付けで厚生省から出されました。国は特別調整交付金を使って負担分の半分を国がみることを検討していました。地方の負担を軽くし、国の責任で財源も作り、この制度の拡充をし、生活困窮者が救われるよう、新政権でも継続検討することを求めて下さい。

3）保健師の仕事と実態にみる保健事業について

公衆衛生や赤ちゃんから高齢者の検診などの保健事業に係わる保健師の仕事は、市民の健康な生活を守る自治体にとって、大切な仕事であると思います。この保健師について質問します。

現在の米子市の保健師の数は、今年 5 月現在で 18 名。県内各市町村と比べても、全国の同規模の（人口 15 万人前後）市と比較しても少ないと知り、とても驚きました。鳥取県内の各市は鳥取市 42 名、倉吉市 16 名、境港市 8 名です。そして米子と同規模の市 23 市の平均配置数は、平成 19 年 10 月現在で、27.8 人です。この中で中国地方でいえば、出雲市が 34 名、三原市が 24 名です。米子市は 19 年には 16 名で、今でも 18 人で、まだまだ少ない訳です。

この少ない人員でどれだけの仕事をしておられるのか。

このゴミカレンダーに検診の知らせがあります。しかし、これだけが保健師の仕事ではありません。保健師は健康対策課、長寿社会課、障がい者支援課に配置されていますが、それぞれの仕事内容と何人で担当されているのか、お答え下さい。

赤ちゃんや幼児の検診の受診率はかなり高く、全て 90％台です。しかし、100％ではありません。受診に来られない赤ちゃん・子どもへの対応は十分されているでしょうか。

また、検診以外の仕事、とくに地域に入っていく活動が人手が絶対的に足りず、ほとんど取り組めない状況があると聞きます。十分な仕事をするためには現在の倍の人員が欲しいという声を聞いています。保健師の増員が必要です。一挙に倍増は難しいことでしょうが、年次計画ででも増員していく予定がありませんか。お伺いします。

最後に 4）大橋川拡幅と中海の水質・治水について質問します。

中海の問題には長い歴史があり、わたしは新人議員で、この問題についても一生懸命勉強させて頂いているところです。

美しい魚の獲れる豊かな中海を取り戻したいという住民の切実な願いと粘り強い運動に答え、国・県に対し干陸淡水化中止を求める
勇気ある決断をし、続いて森山・大海崎両堤防の開削、窪地の埋め戻し、浅場の造成など、中海をもとの姿に戻すことを求め続けた、住民と市議会と市の姿勢に敬意を表します。今の私たちに強く求められているのは、住民のみなさんと諸先輩の努力を無にすることなく、中海の水質と弓浜地区を災害から守ることです。

ところが、米子市は、大橋川拡幅の条件として護岸工事を求めていますが、中海の護岸工事について報告された中海問題等調査特別委員会や、先日の全協での国土交通省からの大橋川拡幅工事に係わる説明の時の野坂市長の様子に、大橋川拡幅工事に早く着手したい国土交通省の要請に押され、これまで米子市長のとってこられた立場に揺らぎが生じているのではないかと､大変不安を感じています。

8 月 27 日の全協で、国土交通省出雲出張所所長・林氏は、森山堤 60 メートルの開削によって、H13 年の鳥取島根両県知事の確認書にある､「本庄工区の堤防開削についての具体的な方針が確定されない限り、拡幅工事の実施については同意しない」という条件は解消されたという発言がありました。しかし、森山堤わずか 60 メートルの開削で、大橋川の拡幅をしても治水の問題が解消されるという根拠は全くありません。大橋川から中海に流れ込む水は、大海崎堤が開かれていないため、本庄側には流れていないことを、漁師さんや住民が確認されています。しかも、片山知事が「堤防開削後、環境アセスメントを行い、住民に説明しながら協議する」と言われた点は全く果たされていません。

米子市の立場は、①野坂市長の要望書（H17 年 2 月 8 日）では､「米子市としては、治水及び水質浄化の観点から、両堤防の開削　は必要」､②米子市議会・境港市議会連名の要望書（H17 年 2 月 9 日）でも､「１、森山堤開削の幅を再検討されたい。2、大海崎堤防についても開削が必要。3、堤防建設が農地等へ影響を与えている現状を把握した上で、中海協議会での協議へ臨んでいただきたい。」としており、この立場は現在も変えてはならないものですが、この立場に変わりありませんか。

野坂市長の姿勢を、改めてお尋ねして、私の壇上での質問をおわります。